

令和4年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和4年6月15日(水)

東洋町議会

余 白

令和4年第2回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場
開 会 令和4年6月15日(水) 午前9時00分宣告
出席議員(7名) 議長 福島 登 君 1番 廣田 齋史 君
2番 安岡 良仁 君 3番 高島 俊彦 君
4番 武山 裕一 君 6番 今宮 裕明 君
7番 田島 毅三夫 君
欠席議員(2名) 副議長 西岡 尚宏 君 5番 小野 正路 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
税務課長補佐	奥村 忍 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり
議事のでんまつ 別紙のとおり
会議録署名議員 7番 田島 毅三夫 君 1番 廣田 齋史 君

令和4年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和4年6月15日(水) 午前9時開議

- | | | |
|--------|--------|---|
| [日程第1] | 承認第3号 | 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第2] | 承認第4号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第3] | 承認第5号 | 専決処分事項「東洋町国民健康保険条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて |
| [日程第4] | 承認第6号 | 専決処分事項「令和3年度東洋町一般会計補正予算(専決第5号)」の承認を求めることについて |
| [日程第5] | 承認第7号 | 専決処分事項「令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第6] | 承認第8号 | 専決処分事項「令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第7] | 承認第9号 | 専決処分事項「令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて |
| [日程第8] | 議案第28号 | 東洋町老人憩の家等設置及び管理条例の一部を改正することについて |
| [日程第9] | 議案第29号 | 東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて |

- [日程第10] 議案第30号 甲浦集落活動センターの設置及び管理に関する条例を定めることについて
- [日程第11] 議案第31号 東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第12] 議案第32号 令和4年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第33号 令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第34号 令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第15] 議案第35号 令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第16] 議案第36号 令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第17] 発議第3号 国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書について
- [日程第18] 発議第4号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書について
- [日程第19] 議員派遣について
- [日程第20] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第21] 一般質問

議事のでんまつ

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>みなさん、おはようございます。</p> <p>ただいまの出席議員は7名であります。</p> <p>よって、定足数に達しております。</p> <p>これより、令和4年第2回東洋町議会定例会を開きます。</p> <p>(再開時間：9時00分)</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、専決処分事項条例3件、専決処分事項補正予算4件、条例4件、補正予算5件、発議2件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申し出1件の計20件、それと一般質問であります。</p> <p>日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。</p> <p>小野正路君からケガの治療中のため、本日、欠席の届け出が提出されております。また、西岡尚宏君から病気のため、本日、欠席の届け出が提出されております。</p> <p>次に、本定例会で付託を受けた2件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、国民の祝日、海の日を7月20日への固定化を求める陳情、女性トイレの維持及びその安心安全の確保についての陳情の2件は採択、との報告でありました。</p> <p>以上をもって、諸般の報告を終わります。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第1、承認第3号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部</p>
----	---

を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

質疑、討論について、まず本会議で提出された、すべての議案に対し、1人30分以内、答弁時間も30分以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができないことになっております。その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止します。それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。なお、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質疑に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分気をつけてください。

お諮りします。

討論については、議会運営委員会で通告制と決定しております。通告のない討論については、認めないことにしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとありますとの発言あり)

異議がありましたので、挙手により採決します。

通告の無い討論は認めないことに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手、多数であります。よって、通告の無い討論は認めないこ

とに決定をいたしました。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、承認第3号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第2、承認第4号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分気をつけてください。

それでは、3番、高畠俊彦君質疑を始めてください。

3番議員

(高畠 俊彦 議員)

それでは、私の質疑を始めます。よろしくお願いいたします。
まず始めに、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
について質疑いたします。

所得の中間層の方が税条例の改正の対象になると聞いてお
りますが、中間層とは所得がいくらの人を指すのか質疑いたしま
す。よろしくお願いいたします。

議長

(福島 登 議長)

田岡税務課長。

税務課長

(田岡 いずみ 税務課長)

おはようございます。高畠議員の質疑にお答えします。今回の
条例改正は、基礎課税額等の改正を行っており、対象者は中間所
得層と説明をしておりましたが、課税限度額の引き上げとなって
おりますので対象者は高所得者の方々になります。改めて訂正を
させていただきます。申し訳ございませんでした。

ご質問にありました中間所得者層につきましては今回の改正
対象となっていないため、今回改正対象となる高所得者について
説明をさせていただきます。

国保税は、基礎課税額の医療分、後期高齢者支援金分、40歳
から64歳までの方に納めていただく介護納付金分の3種類か
らなっております。令和4年度で1人世帯の場合、医療分では約
902万1千円、後期高齢者支援金分では約1037万7千円、
介護納付金分では約1515万7千円となっております。以上で
ございます。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それでは再問いたします。高所得者が対象になるということ で、それぞれ対象になるということはわかったんですけど、ど れぐらい上がるんでしょうかね。ちょっとお聞きいたします。わ かれば教えてください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡税務課長。</p>
税務課長	<p>(田岡 いずみ 税務課長)</p> <p>高島議員にお答えします。今回の改正で、基礎課税額の医療分 は65万円、後期高齢者支援金課税額は20万円、介護納付金 課税額は17万円となっており、合計金額は102万円になりま す。改正前の合計金額は99万円となっておりますので、3万円 の引き上げとなっております。</p> <p>パーセントにつきましてですが、全世帯数、令和3年度につき ましては、5月31日時点で国保加入全世帯数515世帯の内1 0世帯が対象となっており、全世帯数の約2%になります。以上 でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>

(高島議員自席より、質問終わりますというのはここでやってか
まんですか、との発言あり)

3番、高島俊彦君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、承認第4号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税
条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を
挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま
す。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第3、承認第5号、専決処分事項、東洋町国民健康保険条
例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を議
題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、承認第5号、専決処分事項、東洋町国民健康保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第4、承認第6号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算、専決第5号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。

3番、高島俊彦君質疑を始めてください。

(高島 俊彦 議員)

それでは、令和3年度一般会計補正予算ページ11、空き家活用促進事業4600飛んで4万について質疑いたします。よろしくお願いたします。この4604万というのは、何件分の予算かお聞きいたします。

(福島 登 議長)

築地住民課長。

3番議員

議長

住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の質疑にお答えします。設計監理 4 件分と改修工事 4 件分でございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、高島俊彦君。</p>
3 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再問(次の質問)いたします。この事業が始まってからですよ、全部でトータル何件になるんでしょうか。お聞きいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の質疑にお答えいたします。これは 2 番の質疑でよろしいでしょうか。お答えさせていただきます。5 棟、改修工事が完了しております。今年度 4 棟の改修工事を計画しておりますので、計 9 棟となる見込みでございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、高島俊彦君。</p>
3 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それでは再々問(次の質問)いたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

	<p>ちょっと、高島議員。再々問じゃなしに、この③なんですか。それとも②の再問なんですか。</p>
3 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>③</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問じゃないですね。</p>
3 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>間違えました。すいません。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、どうぞ。始めてください。</p>
3 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>現在の稼働率を聞きたい。わかれば何人の方が利用されてるといこともわかれば教えてほしいんですが、よろしく願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の質疑にお答えさせていただきます。現在の稼働率は60%でございます。5棟中3棟、現在入居している状態でございます。以上でございます。</p>

	<p>(高島議員自席より、全部 1 人ですか。できたら何人との発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>高島議員、自席からの質問じゃなしに、もし再問があるのであれば再問してください。</p> <p>3 番、高島俊彦君。</p>
3 番議員	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>再問いたします。3 棟利用しようということで、入居者は 1 軒に対して 1 人ですかね。それとも何人利用しようということがわかれば教えてほしいですけれど。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の再問にお答えさせていただきます。</p> <p>全体で 7 名 (5 名) が入居しております。以上でございます。</p>
	<p>(議員側自席より、ありがとうございました。終わります。との発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、高島俊彦君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p>

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、承認第6号、専決処分事項、令和3年度東洋町一般会計補正予算、専決第5号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5、承認第7号、専決処分事項、令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、承認第7号、専決処分事項、令和3年度東洋町下水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めま

す。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6、承認第8号、専決処分事項、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

(議員側自席より、議長との発言あり)

はい。

(議員側自席より、質疑通告がなかったらそのままできないんですかとの発言あり)

このとおりいきます。

元に戻します。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、承認第8号、専決処分事項、令和3年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7、承認第9号、令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、承認第9号、令和4年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第28号、東洋町老人憩の家等設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第28号、東洋町老人憩の家等設置及び管理条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第29号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第29号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第30号、甲浦集落活動センターの設置及び管理に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第30号、甲浦集落活動センターの設置及び管理に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第31号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第31号、東洋町防災活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第32号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたので、これを認めますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。

7番、田島毅三夫君の議案質疑に入る前に、通告書の訂正をします。みなさん、通告書を開けてください。漢数字の五の1については、議題外の質疑内容となっておりますので削除します。また、五の2についても、漢数字一の質疑内容とほとんど一緒となっておりますので、一の質問に合わせて行ってください。なお、議案質疑の順番が、予算書ではページが前後しますが、通告書の順番のとおり進めていきます。

それでは、7番、田島毅三夫君質疑を始めてください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

順番についてはまた間違っていたら言ってください。

1番目、一般会計補正予算第1号への質疑でございます。1番、18ページになります。移住推進パンフレット作成費用100万円の内容を聞くということで2点お聞きしたいと思います。まず1点目に、移住推進パンフレット作成費用100万円の内容を聞く。印刷製本費が減額されて、作成委託料に変更されております

	<p>が、変更理由及び事業内容、作成委託先をお聞きしたいと思いません。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>おはようございます。それでは私から田島議員の質疑にお答えをいたします。これは、1日目にご説明をいたしましたが、その内容をもう一度申し上げます。原稿、デザイン、写真撮影等を併せて依頼をするため、委託料とさせていただきます。そして組み替えもしております。内容につきましては、移住者向けの本町紹介パンフレットの5000部を予定しております。と、このように申し上げます。</p> <p>なお、委託先はまだ決まっておりませんが、このような仕事ができる業者へ委託するということになります。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>この100万円というのは、これは追加と言いますか、もちろん一番最初には作成費用と出てたんですが、パンフレットはね</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員、再問ですね。</p>

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そうです。それを変更してこういうことになっておりますが、その理由というのはなんでしょうか。変更の理由ですね。このままパンフレットでいけなかったのか。あるいはこういう内容に変えなければいけなかったのか。そして今言う組合といいますか、ごめんなさい、言い方悪い。移住推進のその事業ですよ、事業にこれをどのように今現在これを出さなければいけないというような状況なのでしょうか。もうすでに出していたと聞いてましたもので、もう一度お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。まず印刷製本費として予算を組んでおりましたが、この性質はほとんど印刷をすると、原稿が決まって原稿が基になって印刷をするという部分で本町の場合は印刷製本費として予算を組んでおりましたが、大元、いちから作ると、パンフレットは、ということなので委託料に組み替えた次第でございます。またこれをどのように活用するか、事業内容ということですが、当然ながら、県外の方の本町へ移住したいというようなことを県外の方で移住フェアというのをやっておりますので、そこで相談窓口を設けまして、そこで本町の紹介のためのパンフレットとして活用するというところでございます。以上でございます。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問になりますが、もう1点だけお聞きしたいと思います。これによって今現在、これもし該当しないということだったら止めてください。これ現在この推進事業でどれくらいの方が今集まって活動されておるか、それ1点お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それは議題外になりますね、田島さん。</p> <p>(議員側自席より、はい了解わかりましたとの発言あり)</p> <p>どうするんですか、2つ目に移るんですか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>議題外の発言はひとつ注意しときます、田島議員、先ほどのわかつたのに議題外の質問は注意しときますよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、2つ目です。500冊作成すれば、1冊200円となりますね。どのような内容か。どこへ委託するかは聞いておりますが、</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員。冒頭に申し上げたとおり、五の2の質問ですよ。</p>

7番議員	(田島 毅三夫 議員) そうです。
議長	(福島 登 議長) 500冊作成するから始めてくださいよ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) ん？
議長	(福島 登 議長) 五の2ですよ。五の2を一番と一緒にというふうに通告してありますよ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員) それを2つに分けたんです。
議長	(福島 登 議長) 2つに分けた？
7番議員	(田島 毅三夫 議員) 結局1番と2番とにね。そうでなかったらややこしいなと思ったもんで。
議長	(福島 登 議長) 通告書にあるように五の2をやってくださいよ。
7番議員	(田島 毅三夫 議員)

議長	<p>五の2を1番にまとめると聞いたんですけど。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>だから五の2の内容をやってくださいよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>だから今2番目のこれ言ってるんですけどいのかんですか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>この五の2の文章に基づいてやってくださいよ。</p> <p>そうでなかったら我々は通告した内容と異なってきますので。</p> <p>五の2の内容でやってください。</p> <p>(議員側自席より、発言あり)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>なんか言うてます聞いちゃってください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>五の2の内容がもう終わるとんであれば、もうそれ以上はだめですよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>わかりました。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員。次の質問</p>

	<p>(議員側自席より、はいやりますとの発言あり)</p> <p>漢数字の二番いくんですか。</p> <p>(議員側自席より、そのままいっていいんですか、やっぱり席についてやらんといかんですかとの発言あり)</p> <p>はい、はい。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>おたずねしますが、続けてやれるんやったらそのままやらせてもらいますので、かまいませんか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>続けてかまいません。この議案なので。令和4年度の補正予算なのでかまいません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>じゃあ席帰らなくてかまいませんね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>やってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>二つ目の19ページです。集落活動センターなご関係質疑として、何点かお聞きしたいと思います。</p> <p>まず1つ目に、なご建設工事家屋事後調査委託料750万円が出ております。すでに調査は行われているのではないのか。調査の目的、内容を聞きたいと思います。また、復旧費より調査費の</p>

議長	<p>高額の理由をお聞きしたいと思います。これが1つ目の質疑です。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは田島議員の質疑にお答えをいたします。これも、1日目にご説明いたしましたが、その内容をもう一度申し上げます。</p> <p>なぎの工事が全て完了をしましたので、周辺家屋などの事後調査を実施いたします。と、このように申し上げました。</p> <p>なお、このなぎの工事が着工する前には、事前の調査を実施いたしました。この事前の調査は、工事の影響により家屋などが損傷した場合、工事前の状態を把握するために実施したものでございます。今回、工事が完了いたしましたので、その状態を確認し、損傷がないか調査するためのものでございます。次に、復旧費より、調査費の高額の理由につきましては、比較の対象が違いますので、その理由はございません。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今課長からそういう話がありました。確かにそういうことなんです。質疑の通告をしてから、説明を受けて通告をするんやったらわかるんですが、</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。また内容と違う話をしてますよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは1つの</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>先ほども注意しましたよ。もう1度注意しときます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問なんです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですけど、この議案のなる前の話を今し出したですよ。それはやめてこの議案に集中をしてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>課長にそう言われたからそれに対する再問、反論しているんです。</p> <p>なぜこういうことになったかということをおね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それはいいです。この議案の内容を質問してください。2回注意しときますよ。次直らないのであれば、第54条の2項により質問を中止しますよ。それを通告しときます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

議長	<p>質問もできんやないか。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>議題外の質問に及んだら私はそういう</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>何回そういうこと言われてやめんといかんのですか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、始めてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんまに一。</p> <p>この件の2つ目の質疑です。損害家屋の復旧工事費が500万円計上されておりますね。この内容を聞くということでお聞きしたいと思います。なぎ建設工事損害家屋復旧工事費500万円は、どこの家のどこまでを復旧するのか内容を聞きたいと思います。もし、復旧後被害が再発した場合の補償等はあるのか、その2つお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>隣接するもう1件の修復工事でございますが、これは敷地の再舗装、倉庫のひび割れ修理などで、約300万円程度という見積</p>

もりを考えておりますが、修復工事の進捗状況によりましては、突発的な修復もありえますので、多めに予算を計上しておる次第でございます。また、被害が再発した場合の補償につきましては、なぎの工事に起因した被害につきましては、当然ながら町が補償をいたします。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問です。今答弁で修復後の後年の補償も、もし、そういうことが起こった場合には町が補償すると、こういう答弁いただきました。しかしこれはどんなんですか、その契約書の中にかちっと書き入れされておりますか。そしてどこまでをどのように今現在の状況から修復して終わった、それからまた後にそういうことが起こる場合もありますし、それと関係してからまた別のところがいかにということもありますが、そういうこと等についても、かちっとした明記された契約ができておりますか。1点お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

まず始めに、再問の契約書ということでございますが、これはどの相手方と、すいません、契約者ですね、これはどの方を指し

ているのかっていうのが1つわからないので、わかりません。今回修復する工事は、その修復できる業者さんと本町が契約して修復するものでございます。その中に今後のことというのはちょっと契約の中には盛り込む必要もないとは思いますが、また今後別の箇所が損傷していると判明した場合は、また同じように本町と修復できる業者さんと契約して修復をするということになります。ですんで、そういうことになります。家屋の所有者につきましては本町と家屋の所有者で話しをして決定すると、修復するかしないかも含めましてですね。そういう流れになると思いますが、この説明でよろしいでしょうか。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

ここで議長からちょっと言うときます。質問状に個人の名前とかが特定されるようなことはやめてくださいよ。それは言うときますよ。

7番田島議員。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問です。私が聞いたのはこの補修のことについてAさんBさんあるいはわかりませんが、この補修をしている方、予算がそういうことになってるんですからね、1件はもう終わってるんですよ。だから2件目のもう1個の分のことでお話聞いてるんです。補修したら直りますよね、きれいに直ります。ところが一旦、人間でも一緒ですが大きな病気したらまた出ますよね。いっぺん補修してもまた出るんですよ、こういうことはね。そういうときにも、もし、出た場合には調査の結果こちらがそれが問題であれば補修しますというような形の約束はしておりますか、とこう聞い

議長	<p>たんです。していたら教えてもらいたい、していなかったらしていないでまた今後考えていかんと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。1番最初の説明で、被害が再発した場合の補償につきましてはなぎの工事に起因した被害につきましては、本町が補償いたしますとっておりますので。以上でございます。</p> <p>(議員側自席より、発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>すいません、席での発言はやめてください。質問があれば登壇してから行ってください。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>言った言わないになったらいけませんから聞いてたんです。これまた今度そのときになったらまたしますので。</p> <p>3つ目の、違う、2つ目やね。ややこしいなっちゅう。今言うなぎ用地購入費219万これが削除なってる、4番に入るんか。19ページのなぎ工事損害賠償等保証金292万円の内容を聞くということで質疑させてもらいたいと思います。よろしいでしょうか。議長、よろしいでしょうか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今3をやりよんですか。3ですよ。</p> <p>(議員側自席より、3やりよるとの発言あり)</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>この用地購入費はこないだほら、説明受けたものでうちは退けたんです、同じこと聞いてもいかんと思って。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>じゃあこれは退けるんですか。4からやるんですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>同じ苦情をもらいますのでね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>4はやるんですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4はやります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はいどうぞやってください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>4番、なぎ工事損害賠償等保証金292万円の内容を聞くという事で、どこの分の補償か。また、補償内容には日照権や眺望</p>

議長	<p>権などのような侵害補償なども含まれておるのかお聞きしたい と思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>これも、1日目にご説明をいたしました、その内容をもう一 度申し上げます。なお、要約はいたします。</p> <p>建設に伴い損壊した2名、2世帯の家屋所有者への修復費とは 別に補償するものでございます。なお、この補償費というのは一 般的に算定の基礎というのはなかなか難しいんですけども、ま ず、家屋が傾くなど大きく影響があった方には1日6000円、 これは、ホテルとか民宿など宿泊した場合の1日分として算定を しております。そして、それ以外の方につきましては1日300 0円という形の年間分を365日を掛けた予算を計上しており ます。と、このように申し上げました。なお、日照権とか眺望権 は含めていないというか、そのような算定基礎とはしておりませ ん。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問させてもらいます。もしそういうことが含まれていない補 償であれば、私はその分を別途にいくらか補償すべきやと思うん</p>

<p>議長</p>	<p>ですが、考えをお聞きしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>今のあれですね、田島さん。自分の意見ですね。</p> <p>(議員側自席より、意見。答弁に対する再問やきに。答弁がそう言ったから確認しようと。1番に通告出しよんですからそのことは。それは入れてないんやったら入れちゃって…との発言あり)</p> <p>総務課長。総務課長いけますか。</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えいたします。日照権、眺望権ということでございますが、これは執行部の考えを聞くというより、議員個人の考えに基づくものだと思いますが、本町の場合はそのような算定基礎とはしていないということで、考え方を聞くということをお願いをいたしたいと思います。意見、要望的なものが入っているとされますので、…?されます以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>3つ目の質問です。補償金額は全額町負担かお聞きしたいと思います。</p>

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>②はしないんですか。②はしないんですか。</p> <p>(議員側自席より、ほな説明します。かまいませんかとの発言あり)</p> <p>はい、7番田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>2番の補償後の後年度の再発損害にはどう対応するのかという ことがあったんですが、今答弁受けたようにそういうことにな っておりますので抜きました。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、じゃあ3ですね。はい、わかりました。</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。そのとおりでございま す。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今、全ての補償額が町負担と答弁いただきましたが、大元の原 因から考えたら、全額町負担というのはおかしいんじゃないかと 思っておりますが、これはやはり業者の責任もあるんじゃないで</p>

	<p>しょうか、ということで再度再問させていただきます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それはもうあれですね、自分の意見ですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>意見になるのかなこれは。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>うん、意見になりますね。そう判断私はしています。3 番目の質問とは全然違うと思います。それはもう自分の意見だと思います。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これぐらいの意見は言わせてもらえるやろ。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>次の質問に移りますか。次の質問に移ったらどうですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>住民さんが聞いていてくれますからね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、聞いてます。当然そうです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>5 番目の質疑に移ります。ごめんなさい、三番目です。17 ペ</p>

一ツ、損害賠償等請求事件損害金21万8千円の支払いについてということでお聞きしたいと思います。この除名処分損害賠償請求裁判の被告は東洋町であります。国賠法での裁判である以上、損害賠償は同法第1条の2項に沿って、問題を起こした職員及び議員にその責任に応じて、自費で支払わせるべきではないのか、という質問です。それが公金を預かる町長の責任と考えるかどうか。町長の考えをお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

田島議員の質疑にお答えいたします。国家賠償法に基づきます、賠償金でございますけれども、これは自治体の代表者たる首長が責任をとることになっておりまして、それは公費で求償されるということでございます。現在判決は最終的に確定はしておりません。一審判決で示されました仮執行の場合の金額を予算計上させていただいたところでございます。この件は係争中の案件ということでございますので、補正金額以外の質疑につきましては、現時点での答弁は差し控えさせていただきます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

はい、待ってくださいよ田島さん。この質問内容についてはですね、自己の意見も含まれていることで、私、新聞報道でも田島議員が控訴したということをお聞きしております。司法に委ねた以上、これ以上定例会で質疑するのは適当でないとは判断しま

<p>7番議員</p>	<p>すので、この質問はもうこれでやめて、次の四番の質問に移ってください。</p> <p>(議員側自席より、そこまで権限があるか議長に。との発言あり)</p> <p>はい、どうぞ四番の質問に移ってください。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議長、1つだけ言わせてください。説明です。国賠法の第1条2項だけ読み上げらせていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、あのね。通告にもないしですね、今私申し上げましたよね。そのとおりなんでね、次の四番の質問に移っていただきます。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町長の答弁に対してね、国賠法の第1条2項にはこうありますよということを</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>また勝手な質問はやめてくださいよ田島さん。私は4番の質問に移ってくださいと通告しましたよ。これ以上勝手な質問をするようであればこの議案に対しての発言を禁止しなければならなくなります。どうぞ、四番の質問に移ってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こんなこと…。四番、18ページです。空き家家財道具等処分支援事業補助金100万円が出ておりますが、その内容について</p>

	<p>お聞きしたいと思います。空き家バンクと言うたら私あまり知らなかったもので、ちょっと迷ってましたので質疑させてもらうことになりました。あとで聞いちょきますけども、出した以上ここで質疑させてもらいます。空き家バンクに加入した人の空き家の家財道具の整理費用として1戸当たり10万円の補助が出るというて聞いておりますが、これは空き家を取り壊すための家財道具の撤去費でしょうか。1点先にお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長) 田島議員の質疑にお答えをいたします。そうではありません。賃借する場合がございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員) そうするとこの費用には例えば雨が漏っているとか壁が落ちているとかそういう補償費用は入らないんでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長) 再問ですね。生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p>

議長	<p>田島議員の質疑にお答えをいたします。 入っておりません。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>貸し家バンクとする以上はやはりかちっとしたものにしな ければ貸せないと思うんですが、今後それを入れるというような考 えはございませんでしょうか。はいストップ。いけたら答弁お 願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですね。3回目になります。生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>本町ではその改修については、家財道具等処分支援事業補助金 とは別に空き家改修の補助金がございます。そこで改修する費用 の補助金は出ます。本町の考えは持っております。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>通告してあります2つ目の質疑。空き家バンクに登録して、ゴ ミなんかを撤去しますね。そしてそうになったら家を貸そうとする</p>

議長

ときに町の許可なく勝手に貸せるのでしょうか。またその仕組みを少し教えていただきたいと思います。

(福島 登 議長)

生松総務課長。

(議員側自席より、こそこそ言わんと大きな声で言ってくださいとの発言あり)

すみません。もう少しすれば、防災訓練の関係で放送が鳴ります。私も10時と聞いておりましたが、少し休憩させていただいて。それではトイレ休憩も一緒にとりたいと思いますので、今度の再開は10時10分とします。よろしくお願いします。

放送が延びるようでしたらまた考えますので、10時10分から再開します。(休憩時間：10時00分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時10分)

7番田島毅三夫君の質問の四の2の質問をしたところで、次は生松総務課長の答弁から再開したいと思います。

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

空き家バンク制度というものは、空き家所有者が、本町へ空き家情報を登録をまずします。そして登録することによりまして、空き家所有者の方が他の方へ貸すという制度でございます。そし

	<p>てその登録をすることによって本町は補助ができるというものになっています。そしてその補助というものは、先に申し上げました、家財道具処分とか空き家改修とかというような補助金を活用できるということになっております。</p> <p>撤去すれば、当然貸すことができなくなりますので、その登録は抹消していただくということになります。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>
	<p>先ほどの質疑の撤去というののうちにはちょっと説明不足でした。家財道具の撤去ということやったんです。まあわかりましたのでこれで終わります。</p> <p>五番六番については重複したり、六番については担当職員さんからもものすごい丁寧に受けてますので説明を、申し訳ないが五番六番は削除させてもらいたいですがいかがでしょう。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>五番はもうすでに削除しとんで、六番も削除するという事なんです。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>
	<p>かまいませんか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>はい、かまいません。そしたら七番</p>

7 番議員

(田島 毅三夫 議員)

そしたら最後の七番に入ります。28 ページです。里山林整備事業補助金300万円の内容を聞くということで1点お聞きしたいと思います。説明では、住宅周辺の危険木などの伐採費用への補助と聞いておりますが、これは専門家ではなく、一般の人に伐採を依頼した時にも出るのか。専門家というのは、例えば森林組合とかね、そういう専門家ということでございます。お聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは田島議員にお答えします。

東洋町里山林整備事業費補助金につきましては、本日別添でお配りしております、最後のページの別表1の補助の条件4をご覧くださいただければ記載がありますがよろしいでしょうか。

(議員側自席より、口頭で説明頼みますとの発言あり)

よろしいですかね。その4の一番最後に個人委託は認めないと記載しておりますので、議員の言われます個人委託は認めておりません。以上でございます。

(議員側自席より、議長終わりますとの発言あり)

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

<p>3番議員</p>	<p>続いて、3番、高島俊彦君質疑を始めてください。</p> <p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それでは、私の質疑を始めさせていただきます。</p> <p>令和4年度の一般会計補正予算、ページ15の2節、社会補償・税番号制度システム整備費補助金についてお聞きいたします。現在、個人番号の加入率は何%くらいかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高島議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>5月末日時点でのマイナンバーカード交付率は55.9%でございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ありがとうございました。55.9%という現在の加入者なんですけど、自分も入っております。その個人ナンバーその今1回でも使用した人のパーセントやいうのはわかりませんか。できたら教えてほしいんですが。</p> <p>(議員側自席より、利用状況。わからなかったらかまいませんとの発言あり)</p>

議長

(福島 登 議長)

この再問にもならんような気がしますけどね。パーセンテージだけをお答えした中ですよ。

(議員側自席より、その中で利用者っちゃどれぐらいおるのか
いうて質問しよるのに。との発言あり)

利用というのは、築地住民課長答えられますか。

利用というのは、僕が答えるのはおかしい……。

高島議員。高島議員。もう1度質問していただけませんか。

(議員側自席より、同じことをですかとの発言あり)

同じことをもうちょっとかみ砕いてでもかまいません。すいません、私もちょっと大きくてわかりづらいので。3番高島俊彦君。

3番議員

(高島 俊彦 議員)

ちょっとわかりにくいということですのでもう一度聞きます。わからなければ結構なんですよ。ほんで再問として現在59%(55.9%)の人が加入しているんでしょ。マイナンバー作ってるんでしょ。その側の今までに自分も作ってるんですけど、1回も使ったことないと。全然使っていないそれを作って利用したことがないのやったら、全員が使うてなかったら0%やろ。それはどれぐらいの人が使うちよるかということをお聞きしよんのやけど、わからなければ結構でございます。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>高畠議員かまいませんか。加入率は何%ということで今答弁がありましたよね。何人ということまで聞きたいということなんですか。利用というのはどういうことなんでしょうね。</p> <p>(議員側自席より、利用言うたらその個人ナンバーを例えば病院で使うとか役場で利用したとかいうのが何人ぐらいおるんやろかということ。との発言あり)</p> <p>わかりました。それを本当は議場で(登壇して)していただきたかったんですが、かわりました。(わかりました?)</p> <p>そしたらわかる範囲内で、築地住民課長答弁をしてください。</p> <p>わからなかったらわからなかったで結構なんですよ。高畠さん、それでいんですよね。わからなければわからないという。</p> <p>はい、築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>高畠議員の再問にお答えいたします。</p> <p>マイナンバーカードの利用ですけれども、本人確認とかで利用したりとかですね、個人が利用しているものなのでちょっと役場の方では把握はできておりません。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今の質問はそれでよろしいですか。</p> <p>じゃあ次移りますか。3番、高畠俊彦君。</p>
3番議員	<p>(高畠 俊彦 議員)</p>

ありがとうございました。自分としてはそうやって利用したら、役場の方でわかるようになっちょんのかなと思ったもので質問させてもらったんです。

議長

(福島 登 議長)

はい、わかります。

3 番議員

(高畠 俊彦 議員)

次の質問に入っているいいですかね。

議長

(福島 登 議長)

はい。

3 番議員

(高畠 俊彦 議員)

同僚議員も質疑してくれたんですけど、令和4年度一般会計補正予算ページ28、18節の東洋町里山林の整備事業補助金について、同僚議員も質疑してくれましたのでそれなりにわかったんですけど、これっちゃ結局、東洋町里山林整備事業補助金交付要綱と言うて今日配ってもらってますので、我々はそれなりに理解できるんですけどわかるんですけど、これっちゃやっぱり特に甲浦の場合には擁壁へほとんどかかっちゃう。それが被さってきちゃうというような問題も多分にあるもので、もうちょっとそういう擁壁の上の支障木なんかも結局対象になるいうことをわかりよいように説明してほしいんです。それで住民さん放送も聞いてますやろし、よろしく。

議長

(福島 登 議長)

<p>産業建設課長</p>	<p>小池産業建設課長。</p> <p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは高島議員にお答えします。東洋町里山林整備事業費補助金の詳細につきましては、先ほど議員も言っていただきましたとおり、要綱を手元に配らせていただいておりますが、わかりやすく簡単にということですが、人家等や公共施設等に被害の及ぼす恐れのある、里山林、先ほど議員が言われましたように擁壁から出てきてる木とかですね、隣の屋根とかの木が家の方に被っているとかいう木を切る整備に要する経費に対しまして、基本的事業費の4分の3以内で、80万円を上限として補助しようとするものでございます。以上でございます。よろしいでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>
<p>3番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>ありがとうございました。よくわかりました。これで私の質疑を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、高島俊彦君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(議員側自席より、なしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>田島議員から討論の通告が1件ありました。反対討論の通告書</p>

の斜線の部分については議長権限により、事前に削除すると通告をしております。それ以外の部分については発言を認めます。

7番、田島毅三夫君、反対討論を始めてください。

(議員側自席より、議長、それに対しての反論はしてもかまんということ約束しましたがそれやったらそこで反論してもいいですか、ここですかとの発言あり)

そんな約束はしておりませんよ。

(議員側自席より、局長テーブルとっちょかんといかん? こういうこと言うきんほら。との発言あり)

どうぞ、始めてください。

(議員側自席より、とっちょかんといかなあ、議長室やきん。との発言あり)

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

ほんまにだあ。2点通告してあります。

これは2点目を後回しにさしてもらいましたのでよろしくお願ひします。

議長

(福島 登 議長)

2点目を後回し。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

議長	<p>1番2番を交換したんです。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>先に2をするという事なんですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうです。その理由を言いたいでしょうか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>いや、かまいませんよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>かまいませんか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、やってください。先に2ですね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>発言禁止になったらいかんと思って後に回しました。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員。こちらでお願いします。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうか。歳いったらこんな…</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>いえいえ、大丈夫ですよ。そしたら2番からやるんですね。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうです。2番からです。番号変更しました。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、じゃあやってください。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>番号変更しました。</p> <p>それでは、一般会計補正予算、第1号に対する田島反対討論です。2点あります。まず1点目に活動センターなぎの被害補償を全額町負担とすることへの反対討論です。</p> <p>双方の修理や補償に2千万円を超す町公費が支出されて、双というのは2軒分ということですね。ほんでこれは今回は1軒だけですけども、合計で2千万かかっています。それ以上に当事者に与えた心身の苦痛は計り知れないと考えておりますが、その費用を地下水湧出地盤補修費と同様に、全額町が負担することには議員として納得できません。設計業者の設計ミスや矢板が岩盤まで打ち込まれていなかったことなどに対する応分の引責負担を、何故業者にも要求しないのか。住民血税を守る議員として、納得できない。よって反対討論とする、というのが1点目です。</p> <p>もう1つ、2つ目に損害賠償金21万9千円の全額公費負担に対する反対討論です。これは質疑が止められましたので反対討論として討論しておきます。この損害賠償は、知事の、議場外での問題は除名処分の対象とはならない、という審決を基に判決されたものでございますが、議場という民主的で公正でなければなら</p>

	<p>ない神聖な場所において、【地方自治法第129条の規定により削除】除名をされた【地方自治法第129条の規定により削除】。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>発言を止めてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これ以上言ったらいけませんか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>斜線の部分については、事前に議長権限で削除するというふう に通告をしております。その部分については不穏当発言と私は認 めますので、削除するかどうかまず本人に決めてもらいたいと思 います。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町長から</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>削除しますか。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは別のことやったら消された分以外やったらかまんのやないのかね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>消されたものを今言いましたよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それ以外は</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>不穏当発言として今の部分は削除しますか。削除しなければ議長権限で削除したいと思いますが。いかがしますか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>みなさん、こういうことです。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。本人により削除するんですか。どうですか。その答えを言ってください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) 削除するならしたらいいですよ。あなたが削除してるから 100%したでしょ？</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>不穏当発言として、議長権限で削除してよろしいんですね。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) 以前に削除したから…</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>発言は削除しましたが、またその発言をここで言ってしまったでしょ。そのことについて私は不穏当な発言として議事から削除すると言よんです。それをまず田島さん本人に削除しますかというのを問いかけちょんです。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>(自席より) そちらでやってください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>わかりました。それでは斜線部分については議長権限で削除をいたします。</p> <p>7 番、田島毅三夫君の討論が終わりました。</p> <p>他に通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。</p> <p>これより、議案第 3 2 号、令和 4 年度東洋町一般会計補正予算、第 1 号を定めることについての件を挙手により採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 1 3、議案第 3 3 号、令和 4 年度東洋町国民健康保険事</p>

業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第33号、令和4年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

(議員側自席より、議長、人数で言ってくださいとの発言あり)

人数ですか。

(議員側自席より、そうせんと…わからんとの発言あり)

言わなくても多数でいきますので。

(議員側自席より、住民さんわからん。何人集まってきて何人反対したか。との発言あり)

もう発言止めてください。進めます。

日程第14、議案第34号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第34号、令和4年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第35号、令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、はい、ありますとの声あり)

通告されてないので。

(議員側自席より、質疑はありませんか…との発言あり)

通告制をとっておりますので。質疑は通告制とってますよね。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第35号、令和4年度東洋町介護サービス事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第36号、令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(議員側自席より、なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありませんでしたので、これで討論を終わります。

これより、議案第36号、令和4年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算、第1号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、発議第3号、国民の祝日、海の日を7月20日への固定化を求める意見書の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、武山裕一君。

(武山 裕一 議員)

発議第3号、国民の祝日、海の日を7月20日への固定化を求める意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。本日提出であります。提出者は私、武山裕一です。賛成者は今宮裕明、廣田齋史、福島登の各議員であります。本件は令和4年第2回定例会において東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。6月10日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。お手元の意見書案をご参照ください。それでは意見書(案)を朗読し、趣旨説明をいたします。

国民の祝日、海の日は、海の恩恵に感謝するとともに、海洋国日本の繁栄を願うことを趣旨として平成7年に制定され、平成8年7月20日から施行されておりますが、平成15年以降いわゆ

4番議員

議長

るハッピーマンデー化により7月の第3月曜日となっています。

わが国と海との歴史的、文化的および経済・社会的な関わりならびに海の日制定の歴史的経緯等を踏まえ、国民が海の大切さを理解し、その恩恵に感謝し、海の安全および環境保全について思いを馳せる機会とするためにも、海の日を当初の7月20日に固定化することを要望します。以上の内容を実現されるよう要請し、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣に意見書を提出するものであります。以上で趣旨説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第3号、国民の祝日、海の日を7月20日への固定化を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第18、発議第4号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6 番議員

6 番、今宮裕明君。

(今宮 裕明 議員)

発議第 4 号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求め
る意見書について、本議案を別案のとおり議会会議規則第 1 4 条
の規定により議会に提出する。本日提出であります。

提出者は私、今宮裕明。賛成者は廣田斎史、武山裕一、福島登
の各議員であります。本件は令和 4 年第 2 回定例会において東洋
町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付
託されたものであります。6 月 1 0 日に委員会を開催し、慎重に
審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するも
のであります。お手元の意見書案をご参照ください。それでは趣
旨説明をいたします。

令和 3 年 1 2 月 1 日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性
用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者
が常時 1 0 人以下であれば共用 1 個でよいとされ、さらに独立個
室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数
反映ともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不
特定多数が使うトイレにおいても独立個室型のトイレで足りる
との設計を助長し、さらには男女共用型のトイレで足りるとする
傾向を成立・加速させる可能性がある。

しかし、女性トイレは、性犯罪のほとんどが男性によるもので
あることから、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策
をとることは極めて重要である。以上の趣旨を似て本議会は、政
府に対して次の通り求める。

1. 厚生労働省は、労働安全衛生規則第 628 条及び事務所衛生

基準規則第 17 条所定の事業所トイレにおける大原則である、男性用と女性用に区別して設けること、につき、今後ともこれを崩さないようにされたい。

2. 国（内閣府）は、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとられたい。以上の内容を実現されるよう強く要請し、地方自治法第 99 条の規定により、内閣総理大臣、厚生労働大臣に意見書を提出するものであります。以上で趣旨説明を終わります。ご審議、よろしく願います。

議長

（福島 登 議長）

提出者の説明が終わりました。ここでお諮りします。

本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（議員側自席より、異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第 4 号、女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書の件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第 19、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、7月28日、高知県民文化ホールにおいて、高知縣市町村議会議員研修会へ、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第20、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してあります申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(議員側自席より、異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第21、一般質問を行います。

質問時間は、1人20分以内、答弁時間も20分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、また、質問は1問につき、3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問といたします。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により、注意し、従わない場合は、発言を禁止します。それでもなお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は、議員の質問に対し、反問できますので、反問する場合は、反問しなすと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

質問の通告が3名ありました。発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には、十分に気をつけてください。

まず、1番、廣田齋史君の質問を許します。

件名は、海の駅前の公共交通機関停留所について、ほか2件であります。答弁者は、町長ほか、となっております。

1番、廣田齋史君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：10時47分)

(廣田 齋史 議員)

それでは許可をいただきましたので、通告書に従い、大枠3件について質問いたします。まず件名1、海の駅前の公共交通機関停留所についてです。質問1、海の駅の前には現在、高知東部交通・徳島南部バス・阿佐東線DMVの3社の停留所がありますが、ベンチや日除け、雨除けがありません。利用者の方、特に高齢者や足の不自由な方から要望がありますが、今後設置する予定はありますか。

1番議員

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えをいたします。現在、設置するために県との協議を前年度から行っております。</p> <p>まず第1段階といたしましては、徳島バスの高速バス、大阪行きのバスなんですけども、そこも停留できるように停留場所を広げる工事がまず必要になりますので、まずその工事を行います。</p> <p>その後第2段として、ベンチや雨除けなどの整備を考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
1番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>わかりました。現在、若手の町職員の方々が町のあちこちの写真をインスタグラムに頻繁に載せており、講習を受けたり努力をしながら技術もすごく上がってきていると思います。この停留所にええ感じのベンチや日除けなどを設置すれば、必ずインスタ映えするスポットにもなると思いますので、ぜひ検討をお願いします。</p> <p>それでは件名2に移ります。県内の国民健康保険料の統一についてです。質問1です。県が現在市町村ごとにばらつきがある保険料水準の統一を各市町村と議論し、2023年前半までに結論を出す考えのようですが、本町では一人当たりの負担の平均増減額はいくらの試算ですか。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。現段階であります、廣田議員がおっしゃられるとおり、令和5年6月までに今後のあり方についての結論を得るとされております。令和4年2月23日付けの高知新聞にも掲載されましたが、2020年度の保険料は9万310円で、統一保険料導入後の一人当たりの保険料は12万1559円であり、増減額は3万1249円でございます。この試算は、現行の激変緩和措置に加え、公費の一部を算定除外としているため、統一保険料が高く算出されている可能性があり、あくまでも現段階での試算でございます。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
1番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>それでは質問2に移ります。負担増になりますと、年金の2年連続の0.4%引き下げにより、今でさえ大変な年金生活者や、コロナ禍で収入が減った自営業者はますます困りますが、町として個人の負担減を図る計画は考えていますか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p>

廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。現段階であります。令和5年度末までに統一基準を策定し、令和12年度、2030年度ですが、統一を目指すと言われております。令和6年度から令和11年度まで、6年間の経過措置期間を設け、その間は激変緩和措置を講ずるとされております。保険料等については、これから議論が進んでいく段階でございます。保険料の統一後は、県全体の医療費の水準から統一保険料の水準が決まる仕組みとなる予定でございます。まずは、東洋町としましては、被保険者負担の抑制のために、医療費が少しでも増加しないように、健康づくり等による医療費適正化に取り組む必要がございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田齋史君。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

それでは件名3に移ります。第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略の進捗状況についてお伺いします。質問1、まち・ひと・しごと創生に向けた政策5原則のなかにPDCAサイクルとありますが、具体的に説明をしてください。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは廣田議員のご質問にお答えをいたします。PDCAとは、英語の頭文字をとっておりますが、日本語では、計画、実行、

評価、改善というように、継続的な業務の改善を行っていくことで、その質を高め、計画を遂行するということでございます。そして、本町では、その中にKPI、評価するんですけども、事業目標ごとの数値を示しまして、その評価を行うということで、この総合戦略に盛り込んでおります。そして、その目標数値を目指し、本町では、さまざまな事業を展開しております。そのさまざまな事業といたしましては、がんばる農業・漁業支援事業費補助金とか、保育料無料化とか、出産奨励金、在宅介護手当、海上アスレチック補助、移住促進を含めた空き家活用の補助金などで、本町の独自の事業を中心に展開しております。また、PDCAサイクルっていうものは改善していったってより良いものにしていくという意味もありますので、そのように業務を行っております。また、本日計画をお配りしておりますので、のちほどご参照いただければと思っております。簡単でございますが、以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田齋史君。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

それではそれを踏まえまして、プラン計画とどうの実行について伺っていきます。質問2です。第2期東洋町まち・ひと・しごと総合戦略は5年間の施策として令和2年3月に策定され、今年9月には半分の期間が経過します。町として、1. 農林水産業を中心に安定した雇用を創出する、2. 豊かな観光資源を活かし新しい人の流れをつくる、3. 子育て世帯を応援する、4. 安心・安全なまちづくり、5. 商工業者の起業、の5つを基本目標に設

定しています。そこで各目標における現在までの進捗状況を問います。まず農林水産業ですが、インターネットを活用した販路の拡大の取り組み、有害鳥獣対策で捕獲されたシカ等の肉を地域の資源として食肉加工。魚や野菜と組み合わせたペットフードなど有効活用するとありますが、現在の取り組みをお伺いします。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは廣田議員にお答えいたします。私の方から、まち・ひと・しごと総合戦略の5つの基本目標のうち、農林水産業についてお答えいたします。まず初めに、インターネットを活用した販路の拡大についてですが、町主導でインターネットでの販売は行っておりませんが、民間の事業者が行うネット販売だけでなく、様々な事業に補助をして、販路の拡大につながっております。

次に、有害鳥獣対策の食肉加工についてですが、当初はそういった加工して海の駅にも出荷していましたが、現在は加工等はできておりません。ただ、有害鳥獣による農作物の被害軽減には、捕獲報償費を出して有害鳥獣の駆除に取り組んでおります。

最後に、ペットフードについてですが、野菜と組み合わせたペットフードの開発はできておりませんが、魚を活用したペットフードは出来ておりまして、海の駅などで販売をしております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田斎史君。

1 番議員

(廣田 齋史 議員)

質問3です。漁業では、付加価値を持たせた漁業や加工処理施設の拡充などに取り組み東洋町の魚のブランド化を進めるとありますが、どこまで進んでいますか。

議長

(福島 登 議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作 産業建設課長補佐)

おはようございます。廣田議員の質問にお答えします。かつお船では、付加価値をつけるために、かつおを釣ると直接冷たい水槽に入る仕組みとなっており、他では、鮮度を保つために内臓などの取り除きを実施しております。

また、もうかる漁業創設支援事業を実施しており、脱血処理を実施する計画もありましたが、脱血処理した鮮魚の価値を認めてくれる仲買人がいなかったため、実施には至っておりません。

また、鮮魚よりも活魚の方が魚価が高いことから、活魚槽の増設を実施しております。

漁獲に関しては、ぶり等が大量にとれた時、少しでも高値で取引できるよう沖売りの実施も計画しておりましたが、買い手側との調整がつかず実施には至っておりません。

加工処理施設については、小型のアジ、サバ、イワシ等を冷凍加工して販売する計画もしておりましたが、市場売りと養殖業者との比較をしたとき、市場売りの方が高値だったため、こちらも実施には至っておりません。以上になります。

<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1 番、廣田齋史君。</p>
<p>1 番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>魚のブランド化で1つ例を挙げますと、お隣海部郡では郡内12の漁協と美波、牟岐、海陽の3町が県の後押しを受けて、徳島海部水産物品質確立協議会を平成26年に立ち上げて、地域ブランド海部の魚という統一企画を設けまして、各漁協ごとに特色ある水産物を販売しています。お隣穴喰では、あかむつにししあかりと商品名を付けブランド化し、独自のルートを開発し、好調な売れ行きようですし、牟岐は活け締めのおおりいか、由岐はクロアワビをそれぞれブランド化しています。こういう取り組みにはとにかく漁協や漁師の方々の取り組みが一番大事で、それがなければできませんが、ぜひ行政の方でも積極的な後押しを期待しています。</p> <p>それでは質問4に移ります。婚活・出産・子育て・教育支援の中で、次代の社会を担う子どもたちを地域全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や子育てをする家庭が仕事との両立を安心してできるよう環境整備していくとありますが、具体的にどういった取り組みがありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えさせていただきます。関係資料1と2をお配りしておりますので、ご覧ください。出産支援の一環と</p>

して、第1子には20万円を、第2子には30万円を、第3子以降には50万円を支援金として支給しております。また医療機関から遠方となることから、妊婦検診の受診や通院等に係る旅費等を助成し、世帯の経済的負担の軽減を図っております。また、子ども子育て支援の一環として、小中高校の新入学時には10万円を、専門学校や大学への新入学時には20万円を支援金として支給しております。またその子育てを支援するため、保育料の無償化、小学校就学時にはヘルメットの支給、中学生までの子どもへの医療費助成、学校給食費補助金制度により保護者の経済的負担の軽減を図っております。令和2年には東洋町における妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、役場庁舎内に子育て世代包括支援センターを設置しております。今年度新たに、生後6ヶ月以上中学生以下の子どもへのインフルエンザの予防接種費用を助成する制度を創設しております。他に、新生児の聴覚検査に係る経費の公費負担を、不妊治療費等の助成を、チャイルドシート購入経費への補助なども行っております。以上です。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田齋史君。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

財源の少ない中、東洋町は他の自治体と比較しましても本当に手厚い補助や支援が充実していると思いますので、頑張って継続していただきたいと思います。

次の質問に移ります。質問5です。移住相談者に紹介できる住宅の不足が課題としてあり、空き家の掘り起こしや活用等を支援

議長	<p>し、相談体制や情報発信を強化するとありますが、取り組みをお聞きします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは廣田議員のご質問にお答えをいたします。現在、本町が空き家を借り受け改修し、移住者へ貸し出す空き家改修、また、先ほども申しましたが、空き家の所有者が本町へ空き家情報を登録し、他の方へ貸し出す空き家バンク、また空き家の改修費などの補助の事業を展開しております。</p> <p>そして、相談体制といたしましては、本町役場窓口を基本としておりますが、職員が大阪や東京への移住者フェアというものがございまして、それに積極的に担当職員が参加をしております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
1番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>ホームページ等見ますと、紹介する空き家の数もまだまだ少ないようですが、できるだけ早急に増やしていただいて、情報発信は動画も取り入れたり、見ていただく方に親切なものにしていく努力を続けていただきたいと思います。</p> <p>それでは最初にお答えいただいたPDCAサイクルの計画・実行・評価・改善の4段階のどれが抜けましても満足いく結果は</p>

得られないと思いますので、継続的に業務効率化を進めていただけるよう要望いたします。これで私の質問を終わります。ありがとうございました。（質問終了時間：11時09分）

議長

（福島 登 議長）

ここで小休します。再開は11時20分です。

（休憩時間：11時09分）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

（再開時間：11時20分）

続いて、安岡良仁君の質問を許します。

件名は、小中学校一貫教育について、ほか2件であります。

答弁者は、町長、教育長、担当課長他となっております。

2番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。

（質問開始時間：11時20分）

2番議員

（安岡 良仁 議員）

2番、安岡でございます。私の方から、小中一貫教育について、他2件についてご質問をさせていただきます。

全国的に少子高齢化が進む中、特に過疎地域では学校統廃合という課題が直面しております。今後、へき地の新しい学校づくりにおいて求められる行政支援や学校と地域との連携の在り方、また、都市部とは異なる小中一貫教育の在り方について議論する必要な時期に来ております。現在、町または教育委員会として、将来の本町の教育行政を考えたとき、今後、小中一貫教育の在り方については避けては通れない問題となります。この小中一貫教育の在り方について、現在どうお考えなのかお聞きをいたします。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
教育長	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。本町でも少子化が進み、児童生徒数は野根小・中学校で9名、甲浦小・中学校で55名となっております。小中一貫教育の在り方については、今後協議していく必要があるのではないかと考えております。現在、小中一貫教育に通じる取り組みとして、小中連携の強化を図っているところでございます。また野根・甲浦の両地区に設置している学校運営協議会につきましても、保・小・中合同の協議会として取り組みを進めております。このような取り組みも小中一貫教育に通じるものと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>教育長のお考えをお聞きをいたしました。2つ目の質問に移ります。現在、地域の少子化が進む状況にあって、小中一貫教育校の議論も深めていくことが、本町の子どもたちの将来を見据えた教育の在り方、また、ふるさと東洋町を支える教育に繋がると思います。先ほど、協議会等の立ち上げをしてということをお聞きしましたが、今後教職員、またPTA、地域住民の方などで組織をし、小中一貫教育校の取り組みやメリット、デメリットを議論していくことが必要であると思いますが、町、教育委員会とし</p>

<p>議長</p>	<p>てのお考えをお聞きをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>安岡さん、これ教育と教育校をつけましたよね。だいぶ違うことになってきますけどね。</p> <p>(議員側自席より、教育と教育校違うとの発言あり)</p> <p>蛭子教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>安岡議員にお答えをいたします。本町では、令和2年度から、保護者・地域住民・学校関係者等で組織する学校運営協議会を設置しまして、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組んでいるところです。小中一貫教育の取り組み等につきましても、学校運営協議会で協議していきたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問をさせていただきます。小中一貫教育の現在のお考えをお聞きをしましたが、本町での学校基本調査や各保育園の児童生徒数、園児数の推移を見ると特に野根中学校などでは数年後には生徒がいなくなるような年度が出てきます。そういった状況の中で小中一貫教育校を導入することへの効果や小中一貫教育校を実施する上で課題と解決するための方策などいろんな視点で早期に議論をする必要があると考えます。喫緊の課題と思いますの</p>

<p>議長</p>	<p>で、前向きな検討をしていただきたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>答弁求めるんですか。いんですか。続けてやってください。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>すいません。続けてさせてもらいます。次に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についてお伺いをします。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、コロナの感染拡大防止とともに感染拡大の影響を受けている地域経済、また住民生活を支援し、地域創生を図るため、地域の実情に応じて今回、きめ細やかに効果的、効率的に必要な事業を実施できるよう、今回国の方で創設がされました。この交付金は令和2年度から全国の市町村に交付をされております。本町においても令和2年度においては約1億2千万円、令和3年度においては約予算ベースで4400万円の交付金が交付されております。また、交付予定であります。</p> <p>各市町村においては事業終了後の臨時交付金を活用して、実施した事業の実施状況及びその効果について内閣府の要請により公表することとなっております。公表に当たっては、広く透明性を持った手法で行うこととなっておりますが、本町はどのような手法で地域住民に公表していくのかお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p>

安岡議員のご質問にお答えをいたします。どのような手法ということにつきましては、他の市町村の公表を参考に、住民にわかりやすく、数値などを示せるものがありましたら、そのように表しまして、インターネット若しくは広報でお知らせをしていきたいと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

再問をさせていただきます。インターネット等で公表していくということをお聞きをしました。この公表に当たっては、全国の市町村の状況見ますと、ホームページの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行っている市町村が多々あります。本町でも令和2年度は約1億2千万円ほどの交付金が交付され、この交付金をどのような事業に使い、どのような効果があったかなど検証し、住民の方に公表することが必要不可欠でございます。9月の令和3年度決算時には令和2年度も含めて事業個々の検証をしていただきたいと思いますと思っております。この質問は以上です。

議長

(福島 登 議長)

続けて。続けて。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

次にDMVの運営状況についてお伺いをいたします。3月の議会でも質問をさせていただきましたが、阿佐海岸鉄道のDMVが

昨年12月の25日の営業開始から約6ヶ月近くなります。先般5月31日付けの高知新聞で、昨年12月25日の運行日からゴールデンウィーク後の5月の8日までの乗車人員が約4ヶ月で1万8千人が乗車されたと掲載をされておりました。この乗車人員が計画していた人数より多いのか、少ないのか知りませんが、私ときどきDMVと車ですれ違っていますが、あまり乗客が乗っているように見受けられません。特に平日は一人も乗っていない、空で走っているような状況もあります。今後、乗車客の推移をどのように見込んでいるのか、また、3月議会でも同じような質問をさせていただきましたが、町がDMVを観光資源として活性化を図っていくのに、具体的な実行性のある施策が見えてきませんが、今後のDMVを活用した活性化に向けての考え方、併せてPR、宣伝等も含めてお聞きをいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは安岡議員のご質問にお答えをいたします。乗車客の推移につきましては、年間の目標乗車客を7万5千人としております。営業開始時期は、オミクロン株の影響もございまして、その心配もございましたが、現在は、DMV導入効果も表れているということでございます。なお、7万5000人を月ごとで計算をいたしますと、これは平均月6000人強の乗車が必要ということになります。

次に、3月議会と同様の答弁となりますが、導入した今後につきましては、徳島県海部郡、高知県と連携をしてさまざまな事業

を展開し、活性化を講じていく予定としております。そして、その事業を展開するための母体がこれから組織され協議を行いますが、徳島県が現在、その調整を行っている段階でございます。そして、3月議会でご説明したとおり、活性化策につきましては、記念切符、切手の販売、ファンクラブの会員限定体験、販売グッズの製作、視察の受け入れの収益化、ウェブ、ツイッター、旅行専門誌による広報などと考えております。

また、本町といたしましても、高知県と連携してどのような受け入れができるか、4年度からアイデアを検討していくこととしており、現在、この2月から2回打ち合わせをしております。これらの協議を行ってまいりますが、現在、協議メンバーも含めまして調整中ございまして、この7月に開く予定となっております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

再問というかちょっと言わせていただきます。協議等をするというお考えをお聞きをしましたが、この阿佐東地域の活性化に向けての事業などの施策といった部分についてはなかなか東洋町だけではなかなか見いだせない部分もございますので、阿佐東地域の関係市町村とともに連携をとり、活性化に向けての良い方向性を見いだせていただきたいと思います。

次に2つ目の

議長

(福島 登 議長)

<p>2 番議員</p>	<p>答弁いらんのですね。</p> <p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>はい、いいです。2つ目の質問をさせていただきます。先般、土佐くろしお鉄道の赤字が約6億円で過去最高になったと報道されておりました。阿佐海岸鉄道株式会社のDMVの経営状況についても、中長期的な計画の中で、乗客推移や今後の経営状況についての町としての支援策についてどうお考えなのかお聞きをします。また、今後地域住民の生活路線、住民の足としての機能を具体的にどう活かしていくのかという部分も含めてお聞きをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは安岡議員のご質問にお答えをいたします。町の支援策につきましては、沿線市町村との連携も必要になってまいります。先ほども申しましたとおり、現在、組織する協議会の立ち上げる準備を調整を徳島県が行っております。もうすでに何回か協議はしておりますが、まだ立ち上げる準備でございます。そこで、町といたしましてもどのような支援ができるか検討してまいりたいと思っております。</p> <p>生活路線につきましては、これもこれからの協議会で検討されると思われませんが、本町といたしましてもアイデア、提案をしてまいりたいと思っております。まずは、海の駅の停留所を優先的に整備をしていきたいと思っております。それと同時に先ほど</p>

議長	<p>申し上げた高知県との連携という部分で検討してまいりたいと思っております。簡単ではございますが、以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>再問をさせていただきます。このDMVは阿佐東地域の観光資源と売り出しておりますが、地元の住民の足として活かせるようなことも今後考えていかなければならないと思っております。現実、東洋町の住民の方がDMVを生活の足として利活用しているのかどうか町として現在どうとらまえているのかお聞きをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松住民課長。生松総務課長。失礼しました。生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは安岡議員の再問にお答えをいたします。議員のおっしゃられているとおりでございます。まずDMVが導入したときには主にルートとかも考えますと、観光資源というところも強いところもございまして、導入をしたわけでございます。そして地域の足ということでございますが、これはたぶん課題となってきたというところでございます。今後におきましては、先ほど申し上げました協議会の中でも本町としてその話をしていきたいと思っておりますし、また徳島県もたぶんこのような考え方についても検討も必要だということの認識はあるんだろうと思っ</p>

	<p>おりますので、またそのときには協議してまいりたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>今答弁があったように、このDMVの経営状況は今後ますます厳しい状況になることが想定されます。今後関係各位がいろいろな知恵を絞って健全な会社経営ができるように検討を加えて進めていっていただきたいと思っております。私の質問は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：11時40分)</p> <p>ここで休憩をします。再開は午後1時ちょうどからです。</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>続いて、田島毅三夫君の質問を許します。</p> <p>質問に入る前に確認をしておきます。通告書の斜線を引いてある部分については議長権限で削除をいたしております。削除するものと議題を修正したのがあると思います。削除したものは発言をしないように。議題の修正をしたものについては、修正をした内容でよろしく願いをいたします。</p> <p>田島議員の質問の件名は、集落支援制度利用の町おこしについての他9件であります。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>答弁者は、町長、他となっております。</p> <p>7 番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間：13時00分)</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>時間が厳しいので簡潔にいきます。一番、集落支援員制度利用の町おこしについてということで1点お聞きしたいと思います。現在、この制度で活性化センター職員1人を採用しているところ聞いておりますが、人数制限はなく、1人当たり480万円が支給されると聞いております。この国の集落支援員補助事業を活用して、もう2、3人採用し、高齢者や女性1人の農家への農作業支援や、町道の補修・管理・高齢者の慰問や見守りなど、集落活性化支援に取り組んでもらおうではないか。至急採用の検討を求めるとはどうでしょうか。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは田島議員のご質問にお答えをいたします。ご意見として承っておきます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7 番、田島毅三夫君。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そのご意見の内容を聞いているんです。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。これは政策の提案ということでございますが、本町としてもすでに1名雇用しております、この制度も知っているわけでございます。本町としてはいろいろ活用してはまいりたいと思っておりますが、これは執行部の方の考え方でいろいろありますので、ご意見として承っておりますというふうなことでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再々問です。こうした制度利用は町財源の節約や活性化、移住者増加などにも繋がり、人件費以外にも作業車や備品の購入も可能になります。なぜすぐやらないのか納得いきませんが、もう一度答弁をお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。本町としては、田島議員がおっしゃられたとおりわかっております。そしてそれに</p>

基づいて1名を雇用しているわけでございます。それをすぐにする、しないという判断は執行部側でございます。ですので一般質問ではこのような考え方はございませんかという程度に留めていただく方が正しいかと思っております。これは議員1人の執行部側の意見みたいな形になっておりますので、議員は執行部ではございませんので、ご意見として承っておきますというふうにお答えさせていただきました。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。もう3回目は終わりました。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

2つ目の質問に入ります。ヘリポート進入路についてということで1点お聞きします。10月の臨時議会では同僚議員の質疑には

議長

(福島 登 議長)

田島議員。田島議員。質問を止めてください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

なんでー。

議長

(福島 登 議長)

冒頭にも申し上げました。斜線の部分については議長権限で削除しております。ポンカン山のから始めていただいたら結構です。

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>伊吹さん、これも入っちゃったかい。</p> <p>(伊吹事務局長：言いました)</p> <p>今の時間抜いちょいてよ。</p> <p>3 番の質問に入ります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2 番はしないんですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>おまえいかん言うたがね。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員そしたらね、席へ帰っていただいてね、今日机にあったものに斜線が引いてますので、それでやってください。ちょっと違うと思います。</p> <p>(議員側自席より、今のちょっと止めといてとの発言あり)</p> <p>ええ、止めてます。</p> <p>ヘリポート進入からやってください。</p> <p>(議員側自席より、ないやないかほんならもうとの発言あり)</p> <p>ちゃんとあります。大丈夫です。やってください。</p> <p>言うたように斜線のところは省いてやってください。</p>

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

ポンカン山のヘリポートの進入道路の長さ、街灯の数と間隔、入り口は常時開放か必要時のみ開放かお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは田島議員のご質問にお答えをいたします。まず初めに、田島議員にお詫びをいたします。この質問につきましては、前回か前々回の議会においてこの質問内容の議案とは関係ないということで、執行部は答弁をいたしませんでした。しかし、田島議員より先の議員には議案とは関係ない同様の質問を執行部は答弁をいたしました。それで執行部の方としてはそのときに気付けばよかったんですけども、気付かずに答弁をした次第でございます。そのことにつきましては、田島議員にご迷惑をおかけしましたことを改めてお詫びを申し上げます。

それでは答弁いたします。工事区間の距離につきましては、全体で356mでございます。また、街灯につきましては設置はいたしません。なお、開放につきましては、救急車などの通行が予定されているため常時開放といたします。以上でございます。

(議員側自席より、街灯の間隔との発言あり)

街灯につきましては、設置いたしません。以上でございます。

議長	<p>(議員側自席より、いたしません言うたんかとの発言あり)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。街灯についてはどうですか。危ないと危険ということがありますが、考えはありませんか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。工事が完了し、整備し、使用している段階においてなにか支障が出た場合は検討してまいりたいとは思っております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>三番の質問に入ります。ふれあいセンター建設工事の補修費用9千万円の責任を問うということで1点お聞きしたいと思えます。昨年工事を中止した地下水の湧出補修工事費9千万円の、約ですけどもね、の補修は全額町負担でありましたね。事前ボーリングで川に近い地下に約20mの砂地層のあることを知りながら、対応のできなかつた設計業者などの責任は無いのか。発注者</p>

	<p>である町の全額負担には納得できない。また、近隣住宅への被害補償金を加えると、ゆうに1億円を超す血税が損失しているのに、町及び町長が自らの行政責任を認めないのは納得できない。住民さんに対してどう説明するのかお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>松延町長。</p>
<p>町長</p>	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。確かに不測の事態での対応でありますとか、工期の延長など、本体工事費が膨らんでまいりましたけれども、家屋補償の経費など結果といたしまして、想定以上に事業費が膨らんでしまっております。しかし公共工事には常に不測の事態にも対処していかなければなりません。地域住民の期待に応えるために、また事業計画の目的達成のために必要な経費であったと認識をしているところでございます。完成後の地域住民の皆様の一層の活発な利活用に期待をしておるところでございます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>町長からそういう答弁がありました。1点監査委員にちょっと聞きますがいけませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>7 番議員</p>	<p>だめですね。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問。町長の答弁に対する。いかん。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それこそやっぱり通告がなければだめですね。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>四番目の質問に移ります。権現さんの危険木伐倒、入札・発注の経緯を聞くということで1点お聞きします。</p> <p>甲浦の権現さんの危険木の伐倒費用は、町と副議長が組合長を務める芸東森林組合が確定した見積額を基に、93万円の予算を計上しましたね。町外2組合を含めて3組合が入札した結果、予算額を知っている芸東森林組合が92万7千円で落札しました。この入札方法、発注の経緯の説明を求めたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。権現さんと言われます、甲浦1号線沿いの熊野神社の危険木伐採の入札・経緯についてですが、熊野神社の木が大きくなりまして、道路の通行に支障きたすおそれがあると地区等から要望があり、3業者に見積依頼をしてその中で、一番見積金額の低い業者と随意契約を行いました。以上でございます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。3組合が入札したが、町と事前に協議して予算額を知っていた芸東森林組合が99.7%で落札しているんです。これは官製談合の疑いが出るんじゃないでしょうか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。田島さん。</p> <p>削除した部分はやはり発言しようですよ。それは抜いて再問やっていただいたら結構です。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>不落になった他の2つの組合にも経費の説明をすべきではないのでしょうか。お聞きしたいと思います。</p> <p>(議員側自席より、失礼だということです、2つの組合に対してね、あまりにもとの発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えします。質問の中身があまり理解できてない、あってるのかわかりませんが、まず、不落にはなってませ</p>

	<p>ん。先ほどと同じ答弁になると思いますが、3業者に見積もり依頼をかけまして、その中の一番安い業者と随意契約を行いました。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これ以上言うてもいけませんのでやめておきます。</p> <p>五番目の質問に入ります。コロナやウクライナの影響で諸物価の高騰が続いております。低所得者への支援策を聞くということで1点お聞きしたいと思います。今回、1人当たり1万円から1万5千円のクーポン券と言いますか、支援金と言いますか、全住民さんに計上されましたが、生活保護者や国民年金受注者などの低所得の方々に絞ってでも、経済が安定するまでの間、水道料や医療費などの軽減など、町として何らかの支援の継続を求めたいがどうでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
	<p>(議員側自席より、議長との声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、なんでしょうか。</p>
<p>4番議員</p>	<p>(武山 裕一 議員)</p> <p>(自席より) かまいませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>4 番議員</p>	<p>はい。</p> <p>(武山 裕一 議員)</p> <p>(自席より) すいません。五番の田島議員の質問でウクライナの影響でとありますが、これはウクライナが悪いことしてるみたいになんかちょっと残るんじゃないですかね。こういうのはウクライナの情勢とかそういうことに変えた方がよろしいかと思いますがどうでしょうか。</p> <p>(議員側自席より、なにやろ、ちょっと待ってくれ…との発言あり)</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>今後そういうことも含めて訂正したいと思いますが、今回事前に削除してないので、このままいかせてあげたいと思いますのでご了承よろしくお願ひしたいと思いますが、よろしいですか。</p> <p>(議員側自席より、はいわかりましたとの発言あり)</p> <p>今後注意とします。</p> <p>7 番田島議員、違いました。小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。低所得者に絞っての軽減についてですが、水道料につきましては、近隣市町村に比べまして本町は安くなっているために、さらに軽減することは考えておりませ</p>

ん。医療費等につきましても、町だけではなく医療機関との調整が必要になるため同じく軽減については考えておりません。

また、国でも低所得者の支援について、非課税世帯に対し10万円の給付や、あとで県の補助になりますが、コロナの影響で所得が減った方に対しまして、国保税の減免なども行っております。さらに今回5月に続きまして、新たに地域振興券を配布する予定にしておりまして、町としましては低所得者だけでなく、その他の方々に対しましても広く支援を行っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

私の質問の趣旨は、それはわかってるんです。ただ、これから今後どれくらい続くかわからないために、今後のことについて、どう言いますか、その財源として、全住民さんということではなくて収入の少ない方を特定してからこれからコロナの関係が終わるまで支援してあげてくれませんかという質問なんです。わかっていたら、答弁あったらほしいです。なければもうかまいません。

(議員側自席より、なかったらないでかまいませんとの発言あり)

議長

(福島 登 議長)

答弁ないようですので、次の質問に移っていただけますか。

<p>7 番議員</p>	<p>7 番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>まだ時間かまんかいあるかね。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>時間どうですか。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どればある。まだあるかい。だいぶあるか。ほればっかり。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>あと 13 分あります。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ありゃー。ほんならもっとゆっくりやったらよかったなあ。ほんまに走ってきたんにここまで。</p> <p>六番目の質問に入ります。白浜人工地盤の利活用の件ということで1つお聞きしたい。これはこないだの前の議会でも言うてますので、その再問やない、ごめんなさい、新たに聞きたいです。現在放置されている白浜人工地盤を使って、展望台を兼ねたピアガーデンなどへの利活用を観光協会に許可してはどうでしょうかという質問です。答弁お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。白浜人工地盤の活用についてですが、先ほど議員の言われましたとおり、3月議会での同様の質問をいただきましてお答えさせていただきましたが、現在は観光振興協会に許可を出しましてサーフスケートパークというものを土・日・祝日に開設しております。今後、観光振興協会も含め、その他の団体等から計画などの申請があれば、内容を精査し許可するかどうかも含めて判断していきたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>1点だけ再問させてもらいたいと思います。この前のときに質問させてもらったときに課長の方から、あなたが計画して申請したらどうですか、そのときには町は応援しますよやったかな、いう返事がありました。県の方に聞いたらもちろん、県は町に委託してあるので、管理をね、んで町の判断に任せてあるのでなにやってもかまいませんという返事でした。それでね、私各々にあのときに屋上にテーブルを置いてパラソルを立てて、お茶でもコーヒーでも飲みながら海を眺めて海水浴とかそういう風景を眺められるようなものはどうですかと言うたときに、風が吹いたら飛ばされるから強風地帯やきにそれはできませんというこういうことでした。それで奈半利の業者の方に聞き合わせたら新聞に出てましたので、それはなんちゃあちゃんと固定もできますし、もし風のきついときには畳むこともできます。7割5割1割という</p>

ふうはどうにでもなりますから大丈夫ですと、こういう返事もありませんでした。どっちにしましてもね、あれをそのまま置きちよく手はないと思ってるんです。いっぺん上がって、どうですかこのメンバーでいっぺん上がってみませんか。これはすごいもんですから。屋上はね、知ってますね、皆さんもね。なんとかこの夏までにと焦ってるんです。もう6月ですから、やるとしたら急がないといけない。そういうことでなにか任せっきりじゃなくて町としてこうするというような案があればここでひとつお聞きしたいと思います。よろしく。

議長

(福島 登 議長)

再問ですね。

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

田島議員にお答えいたします。町としてはやる考えは今のところ持っていません。3月も言いましたとおり、先ほども申しあげましたとおり団体等からそういったやりたいという申請があれば内容を精査した上で許可を出していきたいと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

それでは甲浦未来会から提案させていただきますので、そのときはよろしくお願いたします。

八番目の質問に入ります。漁業振興、持続への町支援策を聞くということで5件お聞きしたいと思います。

1番目です。現状のままでは、町漁業は衰滅し、高速道路の開通によって町の息の根が止まると心配しております。高齢漁業者や釣り客の利用を兼ねて、国や徳島県と協力して本町沖合に、底に人口の海藻のようなものですね、ぴらぴらした、そういうものをぶら下げて散水できる黒潮牧場の設置を求めたいがどうでしょう。これどうしましょう、1つずついきましょうかそれとも。

議長

(福島 登 議長)

このとおりにやってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

1つずつ？

議長

(福島 登 議長)

はい、このとおりにやってください。

(席に戻りながら、いやいや違う。8番として全部いっぺんにやるかと聞いちゃんのよ。との発言あり)

このとおりにやってください。

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作 産業建設課長補佐)

田島議員の質問にお答えします。黒潮牧場ということで、一応黒潮牧場は県管理になることから設置するためには、漁協等から

の要望がまずあります。あと実施することとなっても、土佐黒潮牧場管理運営委員会で県内全体のどこに設置することが一番よいかの協議を行うため、場所の指定はできないということです。

現在近くでは、室戸市と東洋町沖に、2箇所設置しております。

なお、黒潮牧場を利用できるのは、登録許可を持っている漁業者に限られます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

まだ座ってからにしてください。

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

黒潮牧場といったらうちもちょっと言い過ぎやったかもわかりません。そのようなですね。その地元の漁師さんらがそこへ言って魚が釣れる、餌づけができるような形でそこに散水なんかして水をとらして、太陽光の電気で発電しといてから、とらしたらいけると思うんですよ。そういうふうにしたら、本当にいろいろな魚がそこに集まってきて、観光船もあるいは釣り船の船もいけるんじゃないかと、そういうことで提案したんですが、そういう答弁です。今後また考えていきたいと思いますのでそのときはよろしくをお願いします。

2つ目の質問に入ります。このままでは有資格の後継者がいなくなります。漁船関係の有資格者ですね。やがて漁業の継続が難しくなり、廃業せざるを得なくなる人が増えてくると思います。外国人に頼るだけでなく、国や県とタイアップした地元漁業者の育成を提案するがどうか。これまず1つですね。その後継者でグループを作って廃業する漁船や漁具を活用した共同で経営する

	<p>仕組み作り、その船を譲っていただいてそのグループでそれを経営していくというような若いもんがね、そういう仕組み作りを提案するがいかがでしょうか。課長よろしくお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。新規漁業者を対象とした事業としましては、自営漁業者育成事業というものが県単事業であります。長期研修として1年間、自立支援として1年間の最長2年の事業となります。</p> <p>また、廃業する漁船や漁具を活用して共同で経営する仕組みについては、現在考えておりません。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>
	<p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ここにこうありますよね。外国人に頼るだけでなくこう書きましたが、要するに今の研修制度があって、それメリットあります確かに。しかしその人たちは何年かで交代していくんですよ。また有資格、ほの結局エンジンとか今言う通信とかいうそういうものは取れないんですよ免許が。そういうことが今持っている方が高齢化していったら、その人がいなくなったら、やめなければなくなったら、動かせれなくなるんですよ。そのためにうちは地元の人をこの外国人の方と少しでも入れ替えしてもらって育</p>

<p>議長</p>	<p>てていったらどうでしょうかというそういう提案やったんです。もし答弁があればもう一度お願いしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>答弁ありませんか。</p> <p>(執行部側自席より、ないですとの発言あり)</p> <p>答弁ないようです。</p> <p>(議員側自席より、また終わったら自席行きますとの発言あり)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>三番目の質問に入ります。空いた港を活用して、本当に今歯抜けみたいに私の歯みたいになっておりますが、ほんまに船が少なくなりました。その空いたところを利用して、高齢漁業者の方に管理を委託するヨットハーバーへの活用をどうでしょうか、提案したいと思いますが。町長、また課長、どうでしょうか。お聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p>

田島議員の質問にお答えします。漁協から聞き取りをしましたところ、漁協（港）の現状では空いているように見えますが、19t船の大きい船が一斉に帰港したときや、避難港にもなっておりますので、悪天候の時とか、他の漁協から船が移動してきますので、その確保をする場所がいりますので、ヨットハーバーへの活用はできません。以上です。

議長

（福島 登 議長）

7番、田島毅三夫君。

7番議員

（田島 毅三夫 議員）

30年代頃、40年代頃というのは今の港はいっぱいやったんですよ。ぎしぎし言うぐらいね。今の状態見たときにまだこれで緊急のときに必要だとかいうような答弁があったもんで今不思議に思っております。それでもまだ余ったところを利用してということですか。それからその上に上がったところとか、あるいは港で使えないようになってるところなのかどこでもかまんです。要するにヨットハーバーにして高齢で退職した方が漁業者がそれを利用していろいろなことで活性化させていくと、そういうことをお願いしたんですが。これはまた今後検討したいと思いません。

4つ目の質問させてください。湾内や港外で町特産物となる貝や魚の養殖を検討できないかお聞きしたいと思います。

議長

（福島 登 議長）

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。貝や魚の養殖を実施するためには、まず、実施したい漁協組合員が、地元関係者に説明をして、関係者の方々が問題ないと理解し、賛成してもらう必要があります。町としましては、そのあとに、漁協等から計画等の協議の要望があれば、協力できることがあるかも知れません。以上になります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>質問がもういっぺんやり直さんといかんね。私が言っているのはもちろんそういうことでしょう。しかし私が言っているのは町として、このままではいかんということを考えて農協、漁協それからそういう関係者の方に打診をして関連漁師の方達と共同してやっていきたいと思います。確かに一般の方からあるいは漁協組合からそういう適当な対応をするということはそれはそうかも知れませんが、今それを待っていても駄目なんです。漁協組合自体が本当に今厳しい状態になってますから。だからそれを町がこういう応援するからこうしませんかああしませんかというよなね、そういう町の方からアプローチを掛けてくれませんかという質問なんです。もう一度答弁お願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですね。</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>

産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>今現在町からは一応そういう計画等はありません。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>八番質問の最後になります。岸壁に漁業者が採った魚を放流した自然の釣り堀を設置して、漁業及び町活性化を提案するがいかげでしょうかというこれはもう耳にたこができていますと思いますが、もう一度お答えください。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。岸壁の場所がどこかわからないんですが、基本的に岸壁は船舶が使用するために、空けておくことが必要であることから、設置はできません。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>皆さんこの中でおられると思いますね。一緒にみんな役場の職員さんも行ったと思うが、あのときにいっぺん視察に行きました</p>

<p>議長</p>	<p>ね。岸壁のフェリー乗り場のそこに橋が、橋というか何言うんで</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>棧橋がありますね</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>棧橋かな。あの棧橋からこちらのブーンと一の字の防波堤との間ということで今しちよるんです。それは以前にもしたからわかってくれると思って今私は言いませんでしたけれども、そのような場所であればなんら船の出入りにも関係もないし、邪魔にはならんと思います。そこでその釣り堀を作って子どもさんでも女の人でもハイヒール履いてでも行けるような形の釣り堀を作って漁業者が網で採った生きてる魚を放り込んでもうそれをスツといく。それを漁協とかにやってもうても結構なんです、受け入れをね。そういうかたちであの辺りを昔のように活性化させたい。それをひいては町の活性化に繋げたいというそういう考えなんです。もう一度答弁お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の再問にお答えします。急に言われたもんで今のところ町としては考えておりません。以上です。</p> <p>(議員側自席より、議長何分ありますかとの発言あり)</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>あと5分です。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>九番目の質問させてください。災害、防災、高齢者支援にドローンの活用をということで1点だけお聞きしたいと思います。世界中がドローンの開発、活用に現在目の色を変えて取り組んでおります。本町のように人口減少して福祉や防災、災害の対応など危惧される町においては、今後ドローンの活用は必須の課題条件となると考えております。町全体が総力を挙げてドローン活用に取り組もうではありませんか。町長の考えがあればお聞きしたいと思います。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生田産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(生田 憲一 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問について、私の方からまず、農業分野での活用状況についてお答えします。今年度から当初予算において東洋町スマート農業推進事業費補助金を計上しておりますが、この事業を活用して果樹や水稻の薬剤散布にドローンを使用することを計画している生産者もおります。そのドローンの購入等の経費に対し県と町が補助する事業ですが、すでに1件の方から申請が出てきております。補助金額の上限はありますが、県が3分の1、町も3分の1の補助率となっております。私の方からは以上です。</p>

議長	<p>(議員側自席より、はい、ありがとう。他にあったら答弁ちょうだいとの発言あり)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>それでは田島議員のご質問にお答えをいたします。本町といたしましても、これは世界中ですけども、ドローンの開発の動きには注視されておるといことで、注視されていると思っております。本町では、手のひら程度のドローンを所有しております、それには写真・動画撮影など観光PR、そして災害にも少し活用をいたしました。今後におきましても、さまざまなドローンが開発されますので、私たちの生活に溶け込んでいくようなものと考えておりますが、それは今後の動向を注視しながら検討してまいりたいと思っております。以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ほんとにこれはね、急がんといかんぐらい遅れています、東洋町の場合は。例えば防災についてもそうですね。大雨の時に被害がどうなっているか。遭難のときもそう。いろんなことにぱっと使えるんです。ところが今現状では東洋町はそこまでいってないんです。急がんといけません。それから教育関係の方でもやはりこれはね、今の子どもさんらにもこれはうんと教えちょいちゃっ</p>

たらええ、体験してもらっちゃいた方がいいと思うんですが、教育委員会振ってはいけませんか。いけませんか。

議長

(福島 登 議長)

わかっちゃよると思いますよ。十分伝わっちゃよると思いますよ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

できたら教育委員長(教育長)から返事もらいたかったけども。

議長

(福島 登 議長)

十分伝わつとると思います。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういうことで今後ほんまにね、そのうちにとか今考えていませんではなくて、今考えてもらいたいんです。即立ち上げるぐらいのね。急いでくださいよ。お願いしときます。

それから十番目に入ります。かまいませんか質問。

議長

(福島 登 議長)

はいどうぞ、かまいません。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

人口減少対策としての仲人制の立ち上げを求めるということで1点お聞きしたいと思います。

たまたま今日ご飯食べてるときにテレビがニュースに。60何%やったかな、今未婚者が。全国でね。ほんで結局出会いがないと。付き合うほれがないということで、男と女とちょっと%が

違っていました、要するにほんだけの方が結婚をできない状態と。ほんで本町の場合は事情はわかりませんがやはりそういう方はだいぶおられると思いますので、そこで町活性化には人口増加が必要であり、そのためにはまず結婚することが条件になりますが、出会いの少ない地域では昔のような民間人の仲人が必要であるところと考えております。そこで成功したらいくらかの報償費を出す、仲人制の仕組みを提案するがどうでしょうか。これは2回目かな、3回目かね。もう一度聞きます。答弁よろしくお願ひします。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

田島議員にお答えいたします。報償費を出す仲人制についてですが、町でやる予定はございません。現在、高知県がこうち出会いサポートセンターというところに事業を委託しまして、1対1の出会いをサポートするような事や、出会いイベントの開催などの様々な事業に取り組んでおります。

また、議員の言われますような、仲人制につきましても、報償費は出ませんが、会員の出会いや支援を行う、マッチングサポーターといわれる制度がありまして、東洋町の方はそのマッチングサポーターには登録されておられません、東部では現在5名の方が登録して活動しております。以上でございます。

(議員側自席より、まだありますか、時間との発言あり)

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>あと2分あります。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>以前と同じような答弁もらいましたね。それが私がこの質問をしてからもう何年かなりますね。しかし未だにそれがそのままなんですよね。ほんでうちが言うのは行政というのはそういう情勢を掴んだら即動いていかんといかん。ほんで県もそうかもわかりません。県の方に聞いても県がやったことにあまりみんなが集まってくれないと、そういうイベントあっても。こう聞いております。今東洋町としてこうするああするという案を出して、そして行政が主導してから町おこしに繋げていってください。これは婚活といいますか、結婚というのはこれは非常に大事なものです。独身者がこれからどんどん増えていったら最終的には1人で施設に入らんといかんという1人暮らしの方になるわけですから。そういう予防のためにも今のうちから手を打ってもらいたい。それをお願いして私の質問終わります。答弁もらおうか。時間がある、答弁の方もね。</p> <p>(議員側自席より、どなたでもかまん、担当の方。町長が言うてくれたら一番いい。ああ最後出てきた。との発言あり)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>松延町長。</p>
町長	<p>(松延 宏幸 町長)</p> <p>そのようなご意見いただきました。ありがとうございます。仲</p>

人制を立ち上げるということですが、これは大変個人情報保護との関連がございまして、大変難しい時代となっておりますので、いろいろと神経を使わないかんという時代でございますので、現時点におきましては、町としてこういう制度を立ち上げるというような考えはもっておりません。以上です。

(議員側自席より、再々問。いや、冗談です。すいません。終わります。との発言あり)

(福島 登 議長)

もう冗談はやめてくださいよ。

7番、田島毅三夫君の質問が終わりました。

(質問終了時間：13時44分)

以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、令和4年第2回東洋町議会定例会を閉会します。

これにて、議会放送を終了いたします。

皆様、どうもお疲れさまでした。

(閉会時間13時44分)

議長

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員